

市有施設自動ドア保守点検業務委託仕様書

1 履行場所等

本業務の対象となる施設及び台数については、別紙1「市有施設自動ドア保守点検業務対象施設」のとおり

施設数：19 施設

設置台数：59 台

2 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 定期点検の回数等

別紙1「市有施設自動ドア保守点検業務対象施設」のとおりとする。

作業計画について、事前に監督員と打合せを行い、承諾を得るものとする。

4 保守管理範囲

(1) 保守点検業務の対象範囲

- ・自動扉開閉装置 駆動部（ドアエンジン、プーリー、連結ベルト）
- ・自動扉開閉装置 懸架部（ドアハンガー、ハンガーレール）
- ・自動扉開閉装置 制御部（コントローラ、配線モジュール）
- ・自動扉開閉装置 検出部（起動センサー、補助センサー）

(2) 保守点検業務の対象外範囲

- ・建具類（硝子、サッシ、振れ止め、ガイドレール類、鍵錠他）
- ・連動設備類（テンキー、キースイッチ、集合インターホン、非常開放スイッチ他）

5 保守点検業務の内容

(1) 定期点検整備

受託者は定期的に下記のいずれかの者を派遣し、本装置の点検を行い、障害の予防保全に努める。

イ 自動ドア施工技能士（厚生労働省）

ロ 一級または二級建築士

ハ 上記イ、ロより指導を受けた者（技術員）

【定期点検整備項目】

分類	項目	詳細
一般点検項目 建築保全業務 共通仕様書 (国土交通省 官房官庁営繕 部)、自動ドア 保守基準およ び自動ドア安 全ガイドライ ン(全国自動 ドア協会)に 基づく点検項 目	1. サッシ部点検	無目点検カバー取付状態、ガイドレール内の状態、扉の状態、振れ止め・扉ガイドの取付状態、指はさみ防止対策、各部適正隙間確認
	2. 懸架部点検	ハンガーレール、ドアハンガーの汚れ・摩耗・損傷、踊り止めの隙間、ストッパー・ハンガーレール・ドアハンガーの取付状態
	3. 動力作動部点検	手動開閉動作および異音の有無、ドアエンジンの取付状態、駆動軸の変形・摩耗、プーリーの変形・摩耗、ベルト・チェーン・ワイヤーの張り・摩耗および取付状態
	4. 制御装置点検	各種設定通りに動作しているか確認(開速度、閉速度、開き保持時間、クッション動作)
	5. センサー部点検	センサー検出範囲及び感度、補助センサー作動状況
	6. 電気回路	総合動作(通常動作・反転動作)、配線の支持・接続状態および被覆の亀裂有無、電源電圧、絶縁抵抗
	7. 電気錠	電気錠の作動状況
	8. その他	ステッカー・警告ラベル、故障時連絡シール
付加点検項目	9. 作動履歴の確認	累計開閉回数、サーマル作動回数、セーフティ発生回数
	10. 自己診断エラーの確認	無負荷エラー、サーマル作動、モーターエラー、エンコーダーエラー、断線エラー、連続セーフティエラー、内部 RAM/ROM/EEPROM エラー、センサー入力エラー、センサー不具合エラー、電気錠作動エラー、NET 通信エラー、NET 機器接続エラー
	11. 各種設定の確認	開速度、閉速度、開き保持時間、各種トルク、クッション速度および距離、開閉セーフティ感度

※ 一般点検項目は必須とし、付加点検項目は機種により可能な限り行うものとする。

(2) 緊急修理

受託者は、定期点検以外で委託者から本装置の故障が発生した旨の通知を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、調整又は修理を行うものとする。その際の基本技術料・派遣費用は受託者の負担とする。また、受託者は、受託者の通常の業務時間外でも、委託者からの修理の依頼に対しては受付ができ且つ必要に応じて技術員を派遣できる体制をとるものとする。

(3) 保守部品

受託者は、本装置の点検または修理において部品交換を必要とする箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告し対応を協議するものとする。交換部品については、各メーカーの純正部品（新品）を使用するものとする。

(4) 記録及び報告

① 記録

- ・点検報告書に記載する事項は、点検実施日、設置場所、点検機種名、点検内容の結果、修理の内容及びその他の特記事項とする。
- ・受託者は、本装置のセンサーの各設定（エリア範囲等）及びコントローラのパラメータ設定値を変更した場合は、必ず委託者に報告し了解を得た後、点検報告書に記録する。
- ・点検報告書は5年以上保管すること。

② 報告

- ・受託者は、点検及び修理の結果を点検報告書に記入し、速やかに委託者に報告するものとする。
- ・点検結果に従って本装置の修理を行う場合は委託者の了解を得て行い、作業終了後は委託者に完了の報告をすることとする。
- ・全ての業務完了後、各施設自動ドアの点検年月日、結果等を記載した業務完了報告書を監督員に提出するものとする。

6 保守点検業務における費用の負担区分

(1) 受託者の負担区分

① 定期点検費用

② 故障修理時の技術員の派遣及び諸経費

③ 次の部品に係る費用

- ・本装置ヒューズ、潤滑油、標準ライナー、ボルト類、ビス類、タッチスイッチ用電池

(2) 委託者の負担区分

① 上記(1)③以外の取替え部品に係る費用

② 次の工事及び修理に係る費用

- ・ 委託者の要望による本装置の仕様変更又は改造に伴う工事費及び諸経費
- ・ 本装置の移設に伴う工事費及び諸経費
- ・ 本装置の部品交換に伴って発生する配管、配線、はつり及び補修等の付帯工事費

(3) 受託者の通常の業務時間外の緊急修理等に係る費用

受託者の通常の業務時間外に、委託者の要請により受託者が緊急出動を要する場合に限り、委託者はその費用を負担するものとする。ただし、受託者の発意により且つ委託者の了解を得て作業をした場合はこの限りでない。上記の費用の額については、双方協議して定めるものとする。

7 委託料の支払い

業務委託料は、点検業務完了検収後、適法な請求書を受領してから 30 日以内に支払うものとする。なお、委託料は、別紙 1 に記載の施設所管課に請求するものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の処理については、双方協議し別に定めるものとする。